

令和9年度水戸市立中学校等「自然体験教室」事業内容

1 趣旨

水戸市立学校等「自然体験教室」選定委員会が選定した事業者（以下「事業者」という。）が、水戸市立中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）における令和9年度水戸市立学校等「自然体験教室」事業を実施することについて、内容その他必要な事項を定める。

2 名称

令和9年度水戸市立中学校等「自然体験教室」

3 事業の概要

学校の第2学年及び第8学年生徒が、平素とは異なる豊かな自然に触れる体験活動を、友達と協働しながら自主的、実践的に作り出すことで、自然への畏敬の念をもつとともに、教師と生徒及び生徒相互の人間的なふれ合いや人間としての生き方についての自覚を深め、心身ともに調和のとれた健全な人間として成長し、いじめのない生涯の楽しい思い出をつくることを目的とする。

各学校の生徒主導による企画型の活動とし、行き先から生徒自らが企画し、活動の全てを生徒が決定することで、生徒の自主性をより高める、生徒主体の自然体験教室を実施する。

4 実施方針

- (1) 2泊3日の活動とする。
- (2) 実施は5月から2月までの期間とする。
- (3) 実施場所は、県外の地域とし、活動内容や活動場所によっては、学級等での活動も可とする。
- (4) 保護者負担額 35,000 円以内で企画する。
（3日間のバス代及び1泊相当分の宿泊代（10,000 円を上限）は、市が負担する。ただし、バス会社及び借上額については、学校の移動計画に基づき見積書を提出した上で、市の承認を得て決定する。）
- (5) 生徒が企画した案を事業者と話し合い、生徒が意見を出し合い、活動内容を決定する。

5 履行場所

- (1) 水戸市総合教育研究所（水戸市笠原町 978-5）
- (2) 別紙1に記載する学校のうち、各学校におけるプレゼンテーション等により事業者を選定した学校

6 自然体験教室の実施時期

令和9年5月1日から令和10年2月29日までの間で学校が定める3日間

7 業務内容

- (1) 各学校が活動計画を作成する際の助言及び活動内容の企画の提供に関すること。
- (2) 運送、宿泊、その他の予約及び業者との折衝に関すること。
 - ア 各学校の希望に応じ、第1・2日目に宿泊するホテル、旅館等を手配する。
 - イ 借上バス
各学校の移動計画に基づき、観光バスを1学級につき1台、必要とする日数分を手配する。
 - ウ その他、活動内容において必要となる施設、食事等を手配する。
- (3) 自然体験教室の全日程（学校→旅行先→学校）に係る旅行に関するサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介する行為に関すること。

- (4) 水戸市等が指定する自然体験教室の実施に要した経費の支払い事務に関する事。
- (5) その他、水戸市等からの旅行に関するサービスについての指示事項に関する事。

8 業務実施の条件

(1) 一般的事項

- ア 事前調査は十分に行い、各学校の活動計画に対し、必要に応じ助言を行うものとする。
- イ 事業が安全かつ円滑に実施できるよう、事業全般について誠意をもって対処し、水戸市又は学校から指示を受けた事項について、迅速かつ適切に処理するものとする。
- ウ 業務実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にするとともに、各学校と連携しながら、感染症に対する予防策を十分に講じるものとする。
- エ 悪天候、自然災害、事故等により、不測の事態が生じた場合には、生徒の安全を第一に考え、迅速かつ適切な対応を図るものとする。
- オ 食事の手配に当たっては、食物アレルギーに十分に注意を払い、衛生面、栄養面にも配慮する。各訪問地の保健所へ旅館等の衛生についての依頼文書を作成し、学校長の承認を得て、各々の保健所へ提出する。
- カ 保護者負担額 35,000 円以内の企画とし、経費が高騰しないよう配慮する。

(2) 添乗員等について

- ア 添乗員は、教育旅行について十分な知識と経験を有し、現地の地理、歴史、文化等に精通している者とする。
- イ 添乗員は、各学校 1 学級に 1 名以上配置する。
- ウ 国内旅行業者取扱管理者の資格を有する総括責任者 1 名を配置し、業務が円滑に実施されるよう添乗員を統括する。なお、総括責任者を指定したときは、国内旅行業者取扱管理者の証明書を提示するものとする。
- エ 学校等との事前打合せを綿密に行い、打合せ担当者は、必ず全日程に同行するものとする。
- オ 総括責任者及び打合せ担当者は、添乗員との兼務を可能とするが、水戸市内の本社、支社又は営業所に所属し、教育旅行について十分な経験のある者が当たるものとする。

(3) 借上バスについて

- ア バス会社については、安全性及び乗務員教育に優れ、事故等に対する補償能力を有する会社を手配する。
- イ 運転手については、安全運転に優れた者を選任し、事故等により各校の計画に停滞を招くことのないよう配慮する。
- ウ 観光バスを使用し、快適性に優れ、床下トランクに荷物を収納できる車種を手配するものとする。
- エ バスガイドについては、現地に十分精通している者を選任し、教育的効果が高められるよう配慮する。

(4) 経費

- ア 本事業の実施に要する水戸市の負担経費は、次のとおりとする。
 - ① 借上バス料金
 - ・ バス乗務員費用（宿泊料・食事代等）を含む。
 - ・ バス会社及び借上額については、各学校の移動計画に基づき見積書を提出した上で、水戸市の承認を得て決定する。
 - ② 1 泊相当分の宿泊料金
 - ・ 1 泊分の宿泊料金（朝食代含む。）について、1 人当たり税込 10,000 円を上限に水戸市が負担する。上限額を超えた費用は、保護者負担とする。
- イ 上記の①、②以外の経費は保護者負担とする。サービス内容と保護者負担の軽

減に配慮しながら、学校と協議の上、活動内容、施設等を選定し、保護者負担額は35,000円以内で企画するものとする。

ウ 添乗員費用及び旅行取扱料金・旅行企画料金については、極力節減に努め、明細を提示する。

エ 市予算の減額及び削減により、事業が縮小又は廃止となった場合においては、何らの損害賠償も請求することができないものとする。

(5) その他

ア 事前調整に関すること

- ・ 事前打合せにおける水戸市及び学校からの質問、要望等について、迅速に回答すること。
- ・ 宿泊行事を経験していない教員もいることから、学校の現状を踏まえた助言や情報提供を行うこと。

イ 現地での体験学習等の連絡調整を密に行うこと。

9 再委託等の制限

事業者は、本事業の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により水戸市の承認を得た場合は、この限りでない。

10 その他

この内容に定めのない事項については、水戸市及び各学校並びに事業者協議の上、決定するものとする。